

令和2年3月4日

各小・中学校長 様

茅ヶ崎市教育委員会  
教育長 竹内 清  
(公印省略)

臨時休業期間中の児童・生徒の「緊急受入れ」について (依頼)

このことについて、次のとおり送付します。

つきましては、貴校教職員に御周知いただくとともに、ご対応くださるようお願いいたします。

なお、標記「緊急受入れ」に係る各学校における留意事項については、後日送付することを申し添えます。

【送付文書】

- ① (3月4日付保護者向け文書) 『新型コロナウイルス感染症に関する臨時休業期間中の児童・生徒の「緊急受入れ」について』
  - ・・・3月4日16時に市のホームページに掲載します。
- ② 『臨時休業期間中の児童・生徒の「緊急受入れ」に係る申請書』
  - ・・・①と併せて市のホームページに掲載します。参加希望保護者がホームページからプリントアウトできない場合は、初回参加日に保護者が各学校で保護者に記入していただくこととなりますので、増し刷りしてください。
- ③ (別紙) 緊急連絡メール2 送信内容
  - ・・・「〇〇」の箇所に学校名を入力の上、「送信内容」のタイトル及び本文を緊急連絡メール2に貼り付けて、16時に各学校より送信してください。
- ④ 「ふれあい補助員(学校看護介助員)の今後の勤務について」
  - ・・・教育用イントラネットにて事前に送付済みです。各学校においてご対応ください。
- ⑤ 記者発表資料
  - ・・・本日発表するものです。

〔 事務担当 教育推進部学校教育指導課指導担当 〕  
〔 電 話 0467-82-1111 (内) 3331 力石 〕

茅ヶ崎市立小・中学校保護者の皆様

茅ヶ崎市教育委員会

新型コロナウイルス感染症に関する臨時休業期間中の児童・生徒の「緊急受入れ」について

新型コロナウイルス感染症に関する臨時休業につきましては、2月28日付文書にてお知らせしたところで

す。この度、国からの子どもの居場所確保に関する要請を受け、次のとおり、学校において、児童・生徒の見守りのための「緊急受入れ」を実施することといたしました。

1 対象

- (1) 小学校1年生から3年生の児童の内、公設民営児童クラブに通う児童の希望者、及び保護者のやむを得ない事情により、自宅で過ごすことが困難な児童の希望者
  - (2) 小・中学校特別支援学級に在籍する児童・生徒の内、保護者のやむを得ない事情により、自宅で過ごすことが困難な児童・生徒の希望者
- ※感染拡大のリスクを抑えるため、自宅で過ごすことができる児童・生徒は、できるだけ自宅で過ごすようお願いします。

【厚生労働省ホームページ内の「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」をご参照ください】

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601720.pdf>

2 受入れ期日及び時間

- ・期日：3月6日（金）～3月25日（水）の平日の内、希望する日
- ・時間：8：30～（終了時刻は申請書に記載のとおり）
  - ※8：30を目途に到着するようお願いします。
  - ※児童クラブに通う児童については、13：00以降は児童クラブに通所します。（3月18日以降について、受入れ時刻終了後、そのまま児童クラブに通所できるよう連携を図っています。）

3 申請方法と手順

- (1) 参加を希望される際は、事前に人数を把握させていただくため、3月5日（木）15時までに、入力フォーム（URLは下記参照）に入力してください。入力フォームで回答できない場合には、学校に電話連絡をしてください。  
【臨時休業期間中の児童・生徒の「緊急受入れ」参加希望日入力フォームURL】  
<https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/cgi-bin/enquetes/81dcd1fa3273461886546534ff1b343b>
- (2) アンケートフォームで申込み後、別紙『臨時休業期間中の児童・生徒の「緊急受入れ」に係る申請書』に必要事項をご記入の上、初回参加日に当該小・中学校に保護者が持参し、ご提出ください。ご自宅でプリントアウトできない場合は、初回参加日に学校でご記入いただくこともできます。

4 登下校について

- ・保護者の責任において、通常の方法で登校させてください。
- ・児童クラブ通所児童を除き、学校からの下校時は、できる限り地区毎にまとまって帰宅してもらいます。
- ・遅刻や早退の場合は、保護者の送迎をお願いします。

5 衛生面

- ・登校前には自宅で検温をするとともに、お子様にはマスクを着用させてください。
- ・体調がすぐれない場合は、参加を見合わせ、不参加の旨、学校に連絡してください。
- ・学校で具合が悪くなった場合は、保護者とともに帰宅していただきます。

6 持ち物

- ・学校では学習指導は行わず、見守りを行います。自習できるよう、学校から出された課題やご家庭で用意した課題等をご持参ください。学校では、学習課題の用意はいたしません。筆記用具と上履き等、学校で過ごせる準備をしてください。なお、学習課題以外の不要なものは、持参しないでください。
- ・3月17日（火）までは昼食をご持参ください。18日（水）以降の昼食は不要です。

7 その他

- ・学校の教職員が児童・生徒を教室等において見守ります。
- ・申請書提出後に参加の変更がある場合は、学校に必ず連絡してください。
- ・新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しており、今後の感染の状況に応じて、受入れを中止する可能性があります。

【問合せ先】 平日8:30～17:00  
茅ヶ崎市役所 電話（代表）0467-82-1111  
・学校での緊急受入れに関すること  
学校教育指導課指導担当 内線3331  
・児童クラブに関すること  
保育課児童クラブ担当 内線2156

